

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年12月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年12月13日	ヤマシタ送業株式会社(法人番号1350001010516)代表者山下芳文	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第3項、法第17条第4項、法第60条第1項	令和5年3月29日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	1点	1点
	宮崎県都城市山田町山田2085番地3	宮崎県都城市山田町山田2085番地3					